

出雲崎小学校

いじめ防止対策基本方針

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

- 1 基本理念
- 2 いじめの定義
- 3 いじめ防止のための組織
- 4 年間計画

第2章 いじめの未然防止

- 1 基本的な考え方
- 2 いじめの未然防止のための措置

第3章 いじめの早期発見

- 1 基本的な考え方
- 2 いじめの早期発見のための措置



第4章 組織対応

- 1 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ
- 2 町教育委員会, 警察, 地域等の関係機関との連携

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

いじめは、その子供の将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子供の健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりすることは絶対に許されないという姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめの発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にすることを貫くことや、教職員自身が、児童を一人一人多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童の人格の健やかな発達を支援するという児童観、教育観に立って指導を徹底することが重要である。

本校では、学校教育目標のひとつ「だれとでも仲良くする子」の具現に向け、心の教育を大切にしながら人間形成教育を行っている。全ての児童の健全な成長のために人権教育に重点を置くものとし、いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット等を通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。具体的ないじめの様態には、以下のようなものがある。

- 理由もなくいじわるなことをされる。
- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

(2) いじめに対する教員の基本姿勢

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つ。たとはいじめられても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。

いじめに対して教員がとる基本姿勢

- いじめはどの児童にも、どの学校にも起こりうるものである。
- いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- いじめはその行為の態様により、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- いじめは教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを持っている。
- いじめは学校、家庭、地域社会等全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき課題である。

3 いじめ防止のための組織

- (1) 名称：「いじめ・不登校等対策委員会」の設置
- (2) 構成員：校長、教頭、生活指導主任、生徒指導部、養護教諭、当該児童担任
【調査班】担任、養護教諭
【対応班】生活指導主任、担任
- (3) 役割：
 - ①学校いじめ防止基本方針の策定
 - ②いじめの未然防止
 - ③いじめの対応
 - ④教職員の資質向上のための校内研修
 - ⑤年間計画の企画と実施
 - ⑥年間計画進捗のチェック
 - ⑦各取組の有効性の検証
 - ⑧学校いじめ防止基本方針の見直し
 - ⑨緊急対応



4 年間計画

本基本方針に沿って、以下の通り実施する。

(1) いじめ防止のための組織的な取組

平素からいじめ未然防止の大切さについての共通理解を図るため、全教職員・児童・保護者に対して「いじめ防止」のための取組を「いじめ防止学習プログラム」に基づき、以下のように組織的に行う。

| 教育期ごとの生活指導内容 | | | | | | |
|--------------|---|--|---|---|---|--|
| 各期の めあて | I 期 | II 期 | III 期 | IV 期 | V 期 | |
| | 4・5 月 | 6・7 月 | 8・9・10 月 | 11・12 月 | 1・2・3 月 | |
| 生活指導の取組 | 生活目標 | 気持ちよくすごそう | 生活を見直そう | めあてに向かってがんばろう | 友達となかよくしよう | 感謝の気持ちを伝えよう |
| | 生活指導部の取組 | ・全体計画の作成 ・アンケートの作成 ・連休の過ごし方指導 | ・大祭の過ごし方指導 ・Q-U 分析 ・夏休みの過ごし方指導 | ・職員研修 ・夏休み中、明けの対応 | ・Q-U 分析 ・いじめ見逃しゼロスクールに向けての取組 ・冬休みの過ごし方指導 | ・春休みの過ごし方指導 ・取組の反省と評価 ・いじめ防止対策基本方針の見直し |
| | 学級担任 | ・どの子も安心して過ごせる学級の仕組みとルール作り ・児童との信頼関係構築 ・児童の特性や人間関係の把握 | ・Q-U 実施 ・アンケートを基にした教育相談(ほっとタイム) | ・配慮を要する児童への家庭連絡 ・休み明け児童の様子把握 ・学級のルール確認 ・行事等の取組に対する振り返り | ・Q-U 実施 ・アンケートを基にした教育相談(ほっとタイム) ・いじめ見逃しゼロに向けた取組 ・人権強調週間の取組 | ・冬休み明けの児童の様子把握 ・児童の特性や人間関係等の次年度への引継ぎ |
| | 子供を語る会 | 毎週実施 | 毎週実施 | 毎週実施 | 毎週実施 | 毎週実施 |
| 具体的な指導の場 | ・入学式 ・登校指導 ・学習参観 ・1年生を迎える会 ・交通安全教室 ・運動会 ・避難訓練 | ・小中連携挨拶運動 ・命の日集会 ・クラブ活動 ・良寛さんの心の書道展 | ・持久走記録会 ・小中連携挨拶運動 ・音楽発表会、絵画展 ・ふた葉遠足 ・学習参観 | ・読書旬間 ・ふた葉まつり ・いじめ見逃しゼロスクール集会 ・「生きる」を活用した道徳授業 | ・書き初め展 ・CRT テスト ・版画展 ・学習参観 ・6年生に感謝する会 ・卒業式 | |
| 保護者・地域の取組 | ・PTA 総会 ・学年懇談会 ・自宅確認 | ・個別懇談 | | ・個別懇談 ・学年懇談会 | ・学年懇談会 | |

第2章 いじめの未然防止

1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、いじめ対応の重層的支援構造(図)に基づき、人権に関する知的理解および人権感覚を育む学習活動を各教科、学年・学級活動、行事活動等それぞれの特質に応じ総合的に推進する必要がある。これらの活動を通して、児童が他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身に付け、対等で豊かな人間関係を築けるように、全教職員は目的意識を持って日々取り組む。そうすることにより、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことを目指す。

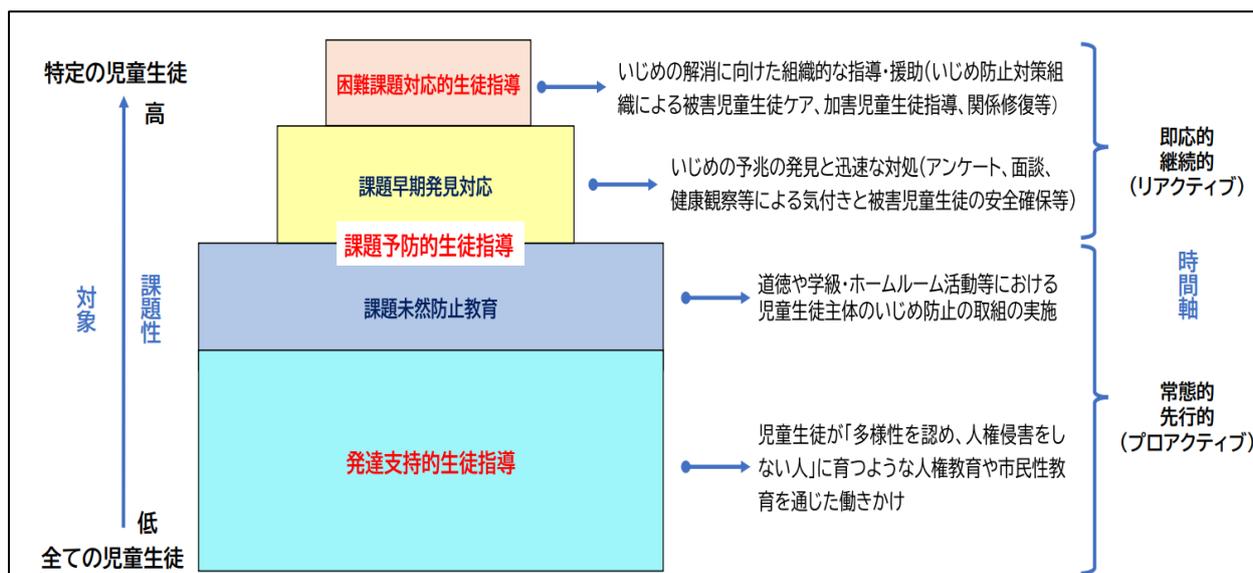


図 いじめ対応の重層的支援構造(出典:生徒指導提要 R4)

2 いじめの未然防止のための措置

(1) 「いじめは許されない行為」であることの毅然とした指導

いじめの様態や特質, 原因・背景, 具体的な指導上の留意点などについて, 職員会議や校内研修で周知を図り, 平素から教職員全体の共通理解を図る。また, 児童に対しても学級活動などで, 適宜いじめの問題について触れ, 「いじめは絶対に許されることではない」との雰囲気を学校全体に醸成していく。

(2) 温かな人間関係の情勢を目指した学級づくり

人権教育・学校行事の充実, 読書活動・体験活動などの推進により, 児童の社会性を育む機会を設け, 他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い, 自分の存在と他人の存在を等しく認め, お互いの人格を尊重する態度を養う。また, 自他の意見の相違があっても, 互いを認め合いながら建設的に調整し, 解決していける力や自分の行動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など, 児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

(3) 教職員の指導上の注意

いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などを生まないように、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを進めていく。また、学年・学級やクラブ活動等の人間関係を把握して、一人一人が活躍できる集団づくりを進めていく。ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、ストレスに適切に対処できる力を育む。なお、教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。

また、いじめ防止対策推進法について保護者へ周知を図ることで、学校と家庭が一体となって未然防止に努めていく。

第3章 いじめの早期発見

1 基本的な考え方

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気づきにくく判断しにくい形で行われるという認識の上に立つ。たとえささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知するよう努める。また、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有する。

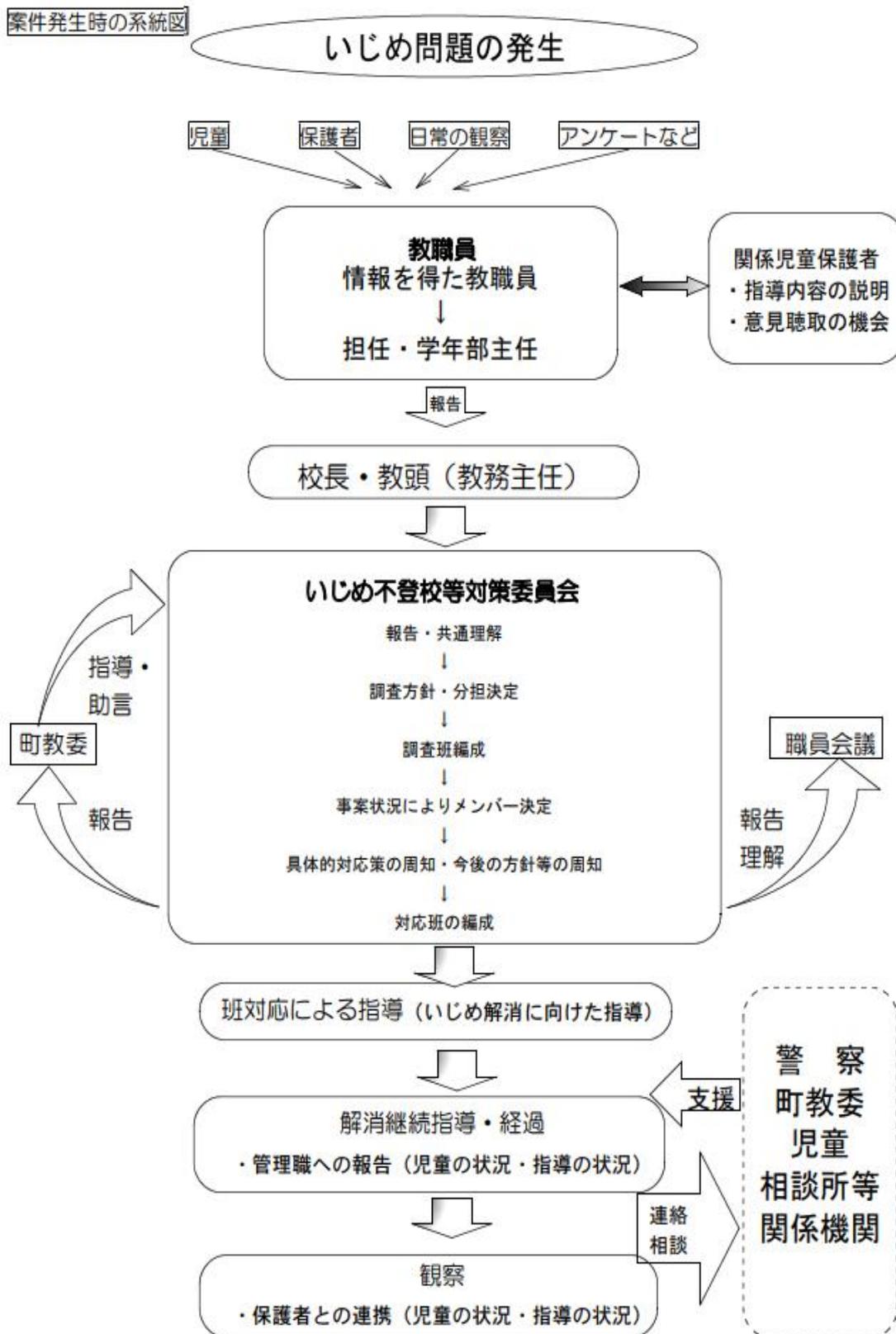
2 いじめの早期発見のための措置

- (1) 学校は、休み時間や放課後の児童の様子に目を配る等して日々児童観察を行うことにより、いじめの早期発見に努める。また、定期的なアンケート調査や定期的な教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組むとともに、児童が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。
- (2) 児童アンケートや保護者アンケート等を活用し、家庭と連携して児童を見守り、健やかな成長を支援していく。
- (3) 児童や保護者の悩みを積極的に受け止められているか、適切に機能しているか等、定期的に体制を点検し、カウンセラーや養護教諭の利用について広く周知させることにより、児童および保護者、教職員がいじめに関して相談できる体制を整備する。
- (4) 教育相談等で得た、児童の個人情報については、対外的な取り扱いの方針を明確にし、適切に扱う。



第4章 組織対応

1 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ



2 町教育委員会, 警察, 地域等の関係機関との連携

(1) 町教育委員会との連携について

学校においていじめを把握した場合には, 学校で抱え込むことなく, 速やかに町教育委員会へ報告(校長把握後30分以内を目安に)し, 問題の解決に向けて指導助言等の必要な支援を受ける。解決が困難な事案や重大事態とされるいじめ*については, 必要に応じて警察や福祉関係者等の関係機関や弁護士等の専門家を交えて対策を協議し, 早期の解決を目指す。

*【重大事態とされるいじめ】

①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

※生命、心身又は財産に被害が生じた場合とは、児童生徒が自殺を企画した場合、身体に重大な被害を負った場合、金品等に重大な被害を負った場合、精神性の疾患を発症した場合など

※相当の期間とは、年間30日を目安とする。30日に至らない場合でもいじめに起因して継続して登校できない場合は、教育委員会又は当該学校の判断で重大事態として迅速に対応する。

(2) 出席停止・転学退学措置について

他の児童の心身の安全が保障されないなどの恐れがある場合については、いじめ不登校等対策委員会と生活指導部が連携し、出席停止等の懲戒処分の措置を検討する。出席停止の制度は、本人の懲戒という観点からだけでなく、学校の秩序を維持し他の児童の教育を受ける権利を保障するという観点から設ける事もある。また、いじめられた児童の心身の安全が脅かされる場合等、いじめられた児童をいじめから守りぬくために、必要があればいじめた児童に対し転学や退学について弾力的に対応する。

(3) 警察との連携について

学校でのいじめが暴力行為や恐喝など、犯罪と認められる事案に関しては、早期に所轄の警察署や少年サポートセンターに相談し、連携して対応する。児童の生命・身体の安全が脅かされる場合は直ちに通報する場合がある。